

## 保存版

令和6年度版

保護者の皆様

大阪市立鶴橋幼稚園長 山口 和子

### 非常変災害時等措置について

表題について、これまでの気象状況や災害状況に鑑み、次に示す基準により、臨時休業日などの措置をとりますので、ご理解ご協力をいただきますようお願いいたします。

#### 記

午前7時の時点、及び午前7時を過ぎて、始業時刻までに、次に掲げる態様及び規模の災害等が発生した場合、**臨時休業** 措置とします。

- ・大阪市に「暴風警報」か「暴風雪警報」か「特別警報」が発令されている場合
- ・生野区内に「河川氾濫の避難準備・高齢者等避難開始」か「避難勧告」か「避難指示（緊急）」の発令があった場合
  - 大阪市HP（発令した場合、トップ画面に表示されます）
  - おおさか防災ネット（メール登録もできます） ○大阪市危機管理室ツイッター
  - LINE 大阪市公式アカウント ○防災スピーカー（発令した場合、放送が流れます）
- ・大阪市内のいずれかの地域において、震度5以上の地震が発生した場合
- ・「南海トラフ地震に関する情報」のうち、「観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された場合」に関するもの（気象庁発表）が発表された場合

※園児が登園した後に上記の態様及び規模の災害等が発生した場合は、保護者等の在宅を確認し、園または避難場所までの迎えの要請を行います。

※保育時間中に警報が発令されたり、地震が起きたりしたときは可能な限り幼稚園から連絡をいたします。（ホームページ・メール配信・電話連絡等）すぐにできない場合も考えられますので、保護者の判断でお迎えに来るなどのご協力をお願いいたします。

※お迎えを待つ間、園児は幼稚園で安全を確保しつつ待機いたします。津波発生時等の「**第二避難場所**」は鶴橋小学校3階です。

※臨時休業となった場合や、暴風警報もしくは特別警報が発令された場合は「預かり保育」は中止になります。